

仕様書

1. 件名 サイクロトロンの運転管理業務に関する労働者派遣契約（1）

2. 目的

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 高崎量子技術基盤研究所（以下「QST」という）では、イオンビーム利用に関する研究開発を行っている。

本仕様書は、QST のイオン加速器管理課が運転管理する加速器及び関連装置の運転管理等に関する労働者の派遣について定めたものである。イオンビームを生成・加速するサイクロトロン加速器（以下「加速器」という）の運転管理業務は、専門的知識と経験及び特殊な技術が必要である。この業務を安全且つ円滑に遂行することが、イオンビーム利用に関する研究開発を効率よく確実に進める上で極めて重要であり、業務の遂行には派遣労働者による業務支援が不可欠である。派遣労働者は、加速器の構造、加速原理、イオンの発生方法、本施設の特徴、関係法令等を十分に理解した上で、派遣業務に従事するものとする。

3. 業務内容

本業務に係る作業は、イオン加速器管理課所掌の以下の装置、作業エリア（放射線管理区域を含む。）にて実施されるものである。

（1）装置

加速器本体、イオン源、入射ビーム輸送系、高エネルギービーム輸送系、真空系、冷却装置、制御機器、電源機器、加速器放射線管理モニター設備、遮蔽扉、安全扉、自動表示盤、その他、（データ収集計算機、計測機器、照明器具等）

（2）作業エリア

（1）の装置が設置されているエリア、備品等保管室、工作室、イオン源テストベンチ室、および居室等関係室

具体的な作業は、以下のとおり。

（1）運転に関する支援業務

1. 加速器及び関連装置の起動及び停止作業
2. 加速器及び関連装置の運転、調整及び状態監視作業
3. 加速器及び関連装置の運転・照射実施記録等の作成作業
4. ビーム条件等の打合せ作業
5. その他、加速器及び関連装置の運転に必要な作業

（2）点検・保守整備に関する支援業務

1. 日常点検作業（加速器の起動前及び停止後）
2. 巡視点検作業（1回/月以上）
3. 定期自主点検作業（2回/年以上）
4. 電気工作物点検作業（1回/年以上）
5. 地震発生時点検作業
6. 部品及び消耗品の交換作業
7. 故障した機器・装置の修理及び復旧作業

8. 点検・保守整備のための準備作業
9. 点検・保守に関する記録の作成作業
10. 保守整備用工具、消耗品の管理及び補充作業
11. イオン源の日常整備作業

(3) その他の支援業務

1. 加速器及び関連装置に係わる作業等（業者に発注したもの）の立会い作業
2. 放射線管理区域作業教育等の研修、特別教育等の安全教育及びQSTが実施する安全衛生行事への参加
3. 加速器及び関連装置の設置室及び備品室等の清掃作業
4. 加速器及び関連装置の運転及び点検・保守整備に必要な資料、図面等の作成作業
5. 加速器及び関連装置の部品・消耗品の購入作業
6. 加速器利用割当表の作成作業
7. 上記の付隨的業務

上記業務に関連する業務で、派遣労働者の就業場所において自他に関わりなく派遣労働者の業務とされているもの。

なお、付隨的業務の作業割合については、休憩時間を除く通常の就業時間の1日又は1週間当たりの就業時間の1割以下とする。

4. 必要な要件

派遣労働者の要件については、以下に掲げるものとする。

- (1) 派遣労働者は、QST類似の加速器及び加速器施設における管理区域作業に要求される放射線計測器、放射化物等の取扱いに関する知識と技術を有し、加速器の運転保守業務を遂行できると認められた者であること。
- (2) 放射線作業従事者であり、所要の健康診断及び教育訓練を受けていること。
- (3) PCの操作に精通し、資料作成やデータ整理ができること。
- (4) クレーン運転の業務特別教育終了者であること。
- (5) 玉掛技能講習終了者であること。
- (6) AVFサイクロトロンの運転経験が3年以上あること。
- (7) 制御ソフトウェア InTouch のプログラミングに関する知識があること。
- (8) 加速器分野で使用されるUDCやMTB, MTC等のリモート制御機器のメンテナンス経験があること。
- (9) フロン排出規制法に元づく第1種特定製品の点検経験があること。

5. 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職なし。

6. 就業場所

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

高崎量子技術基盤研究所 先進ビーム利用施設部 イオン加速器管理課

(住所：群馬県高崎市綿貫町1233)

ただし、必要に応じて派遣労働者の自宅等

7. 組織単位

高崎量子技術基盤研究所 先進ビーム利用施設部 イオン加速器管理課

8. 指揮命令者

高崎量子技術基盤研究所 先進ビーム利用施設部 イオン加速器管理課長

9. 派遣期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

10. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）、その他QSTが指定する日（以下「休日」という。）を除く毎日。

ただし、QSTの業務の都合により、休日労働を行わせることがある。

なお、法定休日は日曜日であり、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

11. 就業時間及び休憩時間

(1)就業時間：9時00分から23時00分の間で8.5時間（休憩時間60分を含む）

(2)休憩時間：60分

必要に応じ、業務時間外であっても業務を実施する場合がある。

なお、業務時間外の労働の対価は、別途精算払いを行う。

派遣労働者が在宅勤務をする場合には、原則として就業時間外勤務及び出張・外勤を認めない。

12. 派遣先責任者

高崎量子技術基盤研究所 管理部 庶務課長

13. 人員 1名

（派遣労働者が不測の事態により業務に従事できず、業務に支障を及ぼすと認められる場合は、交代要員を配置させるなど、QST職員と協議の上、必要な処置を講じること。）

14. 派遣労働者を派遣元における無期雇用者若しくは60歳以上の者に限定するか否かの別：

・派遣労働者を「無期雇用派遣労働者若しくは60歳以上の者に限定しない」

15. 服務等

一般健康診断については、派遣元が負担すること。

特殊健康診断については、QSTが負担する。

在宅勤務において、通信費・水道光熱費その他費用については、派遣元又は派遣労働者の負担とする。

16. 提出書類 派遣労働者決定後、下記の書類を提出すること。

(提出先及び提出部数：「指揮命令者」及び「派遣先責任者」に各1部提出)

- (1) 仕様書「4. 必要な要件」に定める資格要件等を有することを証明する資料（派遣開始前までに）
- (2) 労働者派遣事業許可証（写）（契約後）
- (3) 派遣元の時間外休日勤務協定書（写）（契約後）
- (4) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）
- (5) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）
- (6) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更の都度速やかに）※届出日付又は取得日付を含む。ただし、不要な個人情報は黒塗りとすること。
- (7) その他契約上必要となる書類
※上記（5）の書類には、派遣する労働者の氏名、及び性別の記載を含むこと（派遣する労働者が45歳以上である場合はその旨（60歳以上の場合はその旨）、18歳未満である場合にあっては、年齢を記載すること。）また、派遣する労働者についての健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無に関する記載及び派遣元において無期雇用であるか否かの別、協定対象派遣労働者に限定するか否かの別についての記載を含むこと。

17. 検査条件

毎用履行完了後、QST 職員が、所定の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

18. その他

- (1) 派遣期間終了後、派遣労働者を直接雇用する場合は、事前に派遣元に通知するものとする。
- (2) QST の業務の都合により本仕様書に定める業務場所以外（海外含む。）での出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、別途精算払いを行う。
- (3) 派遣元は、QST が量子科学技術の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会に求められていることを認識し、労働者派遣法を始めとする法令のほか QST の規程等を遵守し安全性に配慮して業務を遂行し得る能力を有する者を従事させること。
- (4) 派遣元は、派遣労働者に欠務が生じるときは直ちに QST に連絡するものとし、速やかに交代要員を派遣すること。
- (5) 派遣元は、派遣労働者が放射線作業従事者として登録するために必要な教育（業務後、QST が実施すべき科目を除く。）を受講させること。
- (6) 派遣労働者が在宅勤務をする場合、QST の情報セキュリティ管理規程、情報セキュリティ対策基準その他関連規程に定める内容を遵守すること。
また、特に次の事項に注意しなければならない。
① 在宅勤務の際に作成した成果物等を、QST 外の者が閲覧、コピー等しないよう最大の注意を払

うこと。

- (2) ①に定める成果物等は紛失、毀損しないように厳格に取り扱い、確実な方法で保管及び管理すること。

19. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

20. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QSTと協議のうえ、その決定に従うものとする。